

# かのがわ水辺のステージ ご利用規約

## 1. かのがわ水辺のステージについて

「かのがわ水辺のステージ」(以下、本事業)は、沼津上土町周辺狩野川右岸階段堤(以下、会場)をステージに見立て、その素晴らしいロケーションを活かした空間演出、にぎわい創出に繋がる、音楽・演劇・舞踏・パフォーマンス等の利用を募集・実施する事業です。

## 2. 関係者の関係性

### 1) 管理者

(ア) 本事業における管理者は、「沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会(事務局:沼津市商工振興課)」となります。

(イ) 管理者は本事業への利用申請に対して利用承認・開催の可否判断を最終的に行い、窓口を監督する立場にあります。

### 2) 窓口

(ア) 本事業の連絡窓口として、「(一社)lanescape」が管理者の委託を受け、窓口機能を提供します。

(イ) 窓口は本事業における管理者と利用者の橋渡しを担い、利用申請、利用調整、利用者の開催可否判断の支援等を行います。

(ウ) 窓口は開催当日の状況把握に努め、状況に応じて利用者に対して中止を勧告する場合がございます。

### 3) 利用者

(ア) 本事業に利用申請を行い、本利用規約に同意頂いた個人・団体を利用者として致します。

(イ) 利用者は、本事業開催にあたり窓口を通じた管理者との円滑な連絡体制を構築するものと致します。

## 3. 利用条件

### 1) 利用者

(ア) 沼津の狩野川などの自然を愛する方で、本規約等を遵守することができる個人・団体と致します。

(イ) 暴力団排除条例規定

- 沼津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことを確約できる方。
- 利用申請内容について、必要な場合には管理者が申請者の個人情報静岡県警察本部に照会することについてご承諾いただける方。

### 2) 利用可能エリア

(ア) 御成橋からあゆみ橋までの狩野川右岸階段堤の範囲内で管理者が指定するエリアと致し

ます。

(イ) アの指定エリアを超えた規模での開催を計画している場合、本事業の対象外となり、管理者との直接協議となります。またこの判断は、管理者と窓口が協議の上、利用者に通知するものと致します。

### 3) 利用時間

(ア) 午前 8 時から午後 9 時までの間とさせていただきます。

(イ) 利用時間には会場の設営から撤去までを含みます。

### 4) 利用料金

(ア) 当面の間、利用料金は無料と致します。

(イ) 利用料金については静岡県と管理者との協議に伴い、条件が変更となる場合がございます。

(ウ) 電源利用については、1 日あたり 1 口 500 円を窓口にお支払い下さい。

### 5) 設備

(ア) 舞台装置、音響設備、照明器具等の設置物は利用者でご用意ください。

(イ) 電源は提供可能ですが、容量及び位置に制限があります。窓口と相談の上で利用判断を行ってください。

(ウ) イの電源について所定の容量を超える場合、発電機等の電源設備は利用者でご用意ください。

### 6) 会場の設営及び撤去

(ア) 会場の設営及び撤去については、原則として利用者の責任において行ってください。

(イ) 設営の際の会場配置は、利用申請時の内容から大きく逸脱しないようご注意ください。

### 7) 営業行為について

(ア) 水辺のステージの内容及び利用者とは直接関係のない金銭の授受を伴う営業行為は、原則禁止とさせていただきます。

(イ) 飲食及び物販等、付随イベントの開催を計画している場合には予めご相談ください。

(ウ) 広告宣伝等の営業行為の計画がある場合には予めご相談ください。

## 4. 利用申請

### 1) 申請者

(ア) 申請者は、利用者代表と致します。

(イ) 申請者は、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、意匠権、商標権等に関して全責任を負うものと致します。

(ウ) 申請者は、開催当日の会場における安全確保に関して全責任を負うものと致します。

### 2) 申請の期限

(ア) 申請は開催予定日の遅くとも 1 週間前までと致します。事前に開催日が決まっている場合

は早めの申請をお願い致します。

(イ) 期限までに提出書類を用意できない場合、申請を受理することは原則できません。

3) 提出書類

(ア) 窓口が用意する申請書類に基づいた申請をしてください。

(イ) 提出書類の内容については、別途定めるものとします。

4) 申請先

(ア) 申請先は、窓口（(一社) lanscape 沼津市上土町 72-5）と致します。

(イ) 申請は原則として窓口に来店しての申請をお願い致します。

(ウ) 申請者が遠方である等、特段の理由がある場合についてはこの限りではありません。この場合、申請方法については窓口と申請者の協議によるものと致します。

5) 利用の承認

(ア) 利用申請は管理者において審査の上、承認、利用が決定致します。

(イ) 申請内容によっては、承認されない場合や内容の一部を変更していただく場合がございます。

(ウ) 申請を受けた窓口は管理者に申請内容を報告し、可否判断を仰ぎます。

(エ) 申請の承認を管理者から受けた窓口は、すみやかに利用者に通知するものとします。

6) 申請内容の変更

(ア) 申請内容に変更がある場合、利用者は窓口にご連絡をお願い致します。

(イ) 申請内容に大幅な変更がある場合、再申請をお願いする場合がございます。

7) 承認後の承認取り消し

(ア) 申請の承認後、本規約「3-1-イ」に該当する者が含まれていることが判明した場合、管理者は承認を取り消す事がございます。

5. 中止及び実施のキャンセル

1) 雨天・強風・災害等、緊急時における安全確保の体制を確実に確保してください。

2) 荒天及び狩野川の増水が予測される場合、行政機関の指導により開催前・開催中に関わらず、中止・撤収とさせていただきます。

3) 中止判断基準

狩野川の水位については黒瀬のテレメータ水位（以下、基準水位）を基準とする。

気象警報については、気象庁発表時点をもって発令とする。

(ア) 大雨・洪水・暴風の各警報が発令された場合。

(イ) 基準水位が2メートルを超えている場合。

(ウ) 基準水位が2メートルに満たない場合でも、狩野川流域への継続的な降雨が予測され、基準水位を超える水位上昇が見込まれる場合。

(エ) 基準水位が2メートルに満たない場合でも、継続的な降雨が予測され、高潮警報が発令さ

れた場合。

(オ) 地震等災害の発生により、会場の安全が確保されないと判断される場合。

(カ) 会場の汚損・破損、著しい騒音・騒乱等、近隣住民等に迷惑がかかる行為等が確認された場合。

#### 4) 開催前の中止・キャンセル

以下の状況の場合、利用者は開催の延期または中止を判断し、窓口にご連絡ください。

(ア) 利用者の都合により、利用申請日時の開催が困難な場合。

(イ) 本項 3「中止判断基準」に該当する場合。

(ウ) 開催の 2 時間前の時点で、会場での降雨・強風等により会場設営が困難である場合。

#### 5) 開催中の中止

以下の状況に至った場合、利用者は開催を中止し、1 時間以内に設置物の撤去をお願い致します。

(ア) 本項 3「中止判断基準」に該当する場合。ただし、震度 5 弱以上の緊急地震速報、大津波警報、津波警報の発令等、利用者及び観覧者の危険がある場合は、避難を再優先とします。

### 6. 禁止事項

- 1) 利用申請と大幅に異なる規模・内容での実施。
- 2) 会場周辺の設備等を破損または汚損する恐れのある行為。
- 3) 近隣に迷惑がかかる恐れがある行為。
- 4) 法令及び公序良俗等に違反する行為。
- 5) 公衆に不快の念や危害を与える行為。

### 7. 免責事項

- 1) 本事業に関する演目の著作権、特許権、意匠権、商標権等の権利処理に関しては、利用者が全責任を負うものとし、これに伴う事象について管理者及び窓口は関知致しません。
- 2) 会場に設置した機材類の管理は利用者が行い、破損・紛失・接触事故等のトラブルについて管理者及び窓口は関知致しません。
- 3) 開催中の会場における利用者対観覧者、観覧者同士のトラブルは、原則として利用者に対応するものとし、管理者及び窓口は関知致しません。
- 4) 本事業についてイベント保険等の担保はございません。必要に応じて利用者でご用意ください。

### 8. 本規約について

- 1) 本規約は、社会情勢・ご利用状況に応じて、管理者との協議の上、適宜更新させていただきます。
- 2) 本規約の変更は、ウェブサイトへの更新をもって発効とさせていただきます。
- 3) 本規約に特段の定めがない条項については、利用者との協議によるものとさせていただきます。
- 4) 策定 2014 年 06 月 11 日

発効 2014 年 06 月 15 日

5) 改定 2021年04月01日